

## 第 10 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 5 月 6 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 34 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 35 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 9 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 10 号	農地改良届について
5、事務局	事務局長                    高 木 雅 春 事務局次長                伊 納 和 昭 書記                         小 栗 直 也
6、会議録署名者	7 番 山口 由美子 委員 8 番 金井 育代 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 10 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、7 番 山口 由美子 委員、8 番 金井 育代 委員を指名します。 それでは、議第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。  (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、13 番 石渡 和美委員 説明願います。
13 番 石渡 委員	資料 5-1 をご覧ください。申請地の場所は顔戸駅より北西に約 400m のところです。 譲渡人は仕事の関係で耕作の時間を確保できず、今後も耕作を行う見込みもないとのこと。譲受人は申請地周辺で分譲住宅の建設地を探しており、双方の間で売買の合意ができたので申請したとのこと。 申請地の北側は農業用水路、公衆用道路。東側は用悪水路。西側は公衆用道路。南側は田、休耕田。 雨水は東側水路に排水し、汚水は下水に接続して処理するとのこと。 全額自己資金で行い、造成費は下水引き込み費用込み。誓約書、

<p>議 長</p>	<p>委任状、隣地承諾書、始末書、土地利用計画図、建物平面図を確認しました。4月20日に事前説明、4月22日に現地確認を行いました。</p> <p>1号事案に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。また、令和2年度に農振除外されております。以上です。</p> <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案は、8番 金井 育代 委員に関係します。8番 金井 育代 委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(8番 金井 育代 委員) 退 席</p> <p>2号事案について、3番 鍵谷 正委員 説明願います。</p>
<p>3番 鍵谷 委員</p>	<p>資料 5-2 をご覧ください。使用借人は使用貸人の娘の旦那です。申請地の場所は伏見児童館より100mほどのところ。使用貸人家族及び使用借人家族は申請地隣地 1351-1 上に存する住宅で同居していますが、手狭になったため、申請地に使用借人世帯の住居を新築したく、本申請にいたしました。計画に必要な資金は使用借人の自己資金及び、使用貸人からの借り入れにより調達することです。</p> <p>申請地の東側及び南側は宅地。西側及び北側は使用貸人所有の畑。東側及び西側との境界にはブロックを積みます。雨水は既設東側側溝に、汚水及び雑排水は公共下水に接続します。万一、他に被害が生じた場合は使用借人の責任において解決します。</p> <p>土地の位置図、土地利用計画図、設計図、誓約書、預金残高証明、委任状が提出されています。</p> <p>4月22日に現地確認を行いました。2号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	<p>農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。      挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>審議終了いたしましたので、8番 金井 育代 委員の着席を認めます。</p> <p>(8番 金井 育代 委員) 着 席</p> <p>次に3号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷 委員	<p>資料 5-3 をご覧ください。申請地の場所は〇〇工場敷地より東側へ約 50mのところでは、転用目的は分譲住宅。      譲渡人は高齢のため農地の管理が困難になっており、売却を検討していた。譲受人は分譲住宅の建設候補地を探していた。譲渡人と譲受人の間で売買の合意に至ったため申請。      申請地の西側は水路。北側・東側・南側は道路、宅地となっています。敷地の造成はコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。雨水は西側道路側溝に接続。汚水は下水に接続。      土地利用計画図、誓約書、残高証明書、委任状、可児土地改良区意見書については確認しました。      4月22日に現地確認を行いました。3号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。      質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。      挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第 35 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>

議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
山本 推進委員	4月15日に奥村委員と現地を確認しました。現在、耕作中でありますので何ら問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。  次に2号事案と3号事案は、1番 青木 友誉 委員に関係しますので、1番 青木 友誉 委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。  (1番 青木 友誉 委員) 退 席
議 長	2号事案と3号事案を一括で審議を行います。平田 功一 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
平田 推進委員	4月16日に田中豊雄委員と現地を確認しました。適正に管理されており、何の問題もないと思います。以上です。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。2号事案と3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案と3号事案は可決しました。  審議終了いたしましたので、1番 青木 友誉 委員の着席を認めます。

	(1番 青木 友誉 委員) 着 席
議 長	次に4号事案と5号事案は、12番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、12番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
	(12番 田中 幹三郎 委員) 退 席
議 長	4号事案と5号事案を一括で審議を行います。4号事案について、平田 功一 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
平田 推進委員	4月10日に田中宣行委員と現地を確認しました。何の問題もないと思います。以上です。
議 長	次に5号事案について、伊佐治 幸次 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
伊佐治 推進委員	今まで通りで問題ないと思います。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。4号事案と5号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって4号事案と5号事案は可決しました。
	審議終了いたしましたので、12番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。
	(12番 田中 幹三郎 委員) 着 席
議 長	次に報第9号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。

<p>議 長</p>	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>次に報第 10 号、農地改良届について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>13 番 石渡 委員</p>	<p>1 号事案について、13 番 石渡 和美 委員 説明願います。</p> <p>4 月 19 日に伊佐治推進委員と現地を確認しました。町営住宅の東側になります。各種書類を確認しました。</p> <p>余談ですが、北側の堤防斜面に草がありましたので、役場に除草を申請されました。現在は除草されております。</p> <p>以上から問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、伊佐治 幸次 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>伊佐治 推進委員</p>	<p>石渡委員と現地を確認しました。相続をしてから田を使っていない。水路が下で田が上であるため、水が少ない。畑にしなければ何もできない。私は問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9 時 50 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

7番

---

8番

---